

錨泊及び係留設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

錨泊及び係留設備に関する事項

改正理由

IACS は、2016年に錨泊、曳航及び係留設備に関する IACS 統一規則 A1, A2 及び IACS 勧告 No.10 の全面見直しを実施しており、本会は 2018 年にこれらの改正を含む最新規定を鋼船規則等に取り入れている。一方、2018 年の規則改正時、アンカー及びアンカーチェーンの代替使用条件については、その技術背景等を調査中だったため、改めて規則改正することとしていた。

今般、船主団体が発行するアンカリングに関するガイダンス等にこの代替使用条件が明示されていること、及び業界から代替使用条件の取入れの要望が多い等の調査結果が纏ったままとまったことから、関連規定を改めた。

併せて、IACS 統一規則には規定のない増し取用係留設備の設計荷重等について、業界から見直しが求められたため、従前の取り扱いと整合するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) アンカー及びアンカーチェーンの使用条件について代替の使用条件を設けた。
- (2) 係船索の増し取り用係留設備の設計荷重を改めた。

改正条項

鋼船規則 C 編 表 C27.1
鋼船規則検査要領 C 編 C27.2.3